

沼津市社会福祉協議会・赤い羽根共同募金配分金事業 令和8年度 高齢者の居場所づくり助成事業募集要綱



1. 助成の目的

社会的孤立の予防し、支え合いのまちづくりを推進することを目的として、生きがい・楽しみづくり、仲間づくり、情報交換、見守り、役割づくり等の効果が期待でき居場所づくりを行う団体に対し、共同募金配分金を活用し、助成を行います。

2. 対象となる活動【次の(1)～(9)の全てに該当する活動とします。】

- (1) 沼津市内で行われ、自主的で継続的な活動であること
- (2) 特定の趣味やスポーツ活動などに限定したサークル活動でないこと
- (3) 参加者が3名以上であり、特定の者を対象とせず、気になる・心配な方々を含み、広く住民に呼びかけて運営が行われること
- (4) 月1回以上の頻度(1回あたりの開催時間が概ね1時間以上)で行っていること
- (5) 新型コロナウイルス等感染症拡大防止に配慮した運営を行っていること
- (6) 活動を民生委員・児童委員や自治会長等も把握しており、連携がとれること
- (7) 営業、営利、勧誘等を目的としないこと
- (8) 政治および宗教に係る活動を行わないこと
- (9) 法令および公序良俗に違反しないこと

3. 対象となる団体

概ね1年以上の活動実績がある民間団体で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する団体とします。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体及び暴力団員で構成する団体または暴力団員の参加している団体を除く)

- (1) 沼津市民により構成される非営利の団体、ボランティアグループ
- (2) 継続的かつ計画的な活動を行う団体
- (3) 当該年度に沼津市及び市社協による他の助成金を受けていない団体

同一事業に、他に公的な補助を受けている場合や他の機関の助成を受けている場合でも申請は可能ですが、その事業の必要性や団体の運営状況等を総合的に勘案し、助成の可否を決定します。助成申請の際は、他機関からの助成や補助の有無を明記して下さい。

同一団体・同一グループの助成申請は1回のみ可能です。

4. 助成金の対象となる経費(事業にかかる経費が対象です)

この事業以外にも助成・補助を受けている場合、同じ領収書で重複する手続きを行っていないことが条件となります。

- ① 報償費…外部講師、専門家への謝礼等
- ② 使用料・賃借料…会場や機材の使用料等
- ③ 印刷製本費…ポスター、チラシ、資料の印刷費等
- ④ 備品費…事業に使用する備品等
- ⑤ 消耗品費…新型コロナウイルス等感染症対策用品代、用紙、文房具、茶菓子等
- ⑥ 通信運搬費…郵便代等
- ⑦ 保険料…行事保険等
- ⑧ その他…経費として本会が認めるもの

5. 助成金の対象とならない経費

- ① 旅行代
- ② 食事代(茶菓子や酒類以外の飲み物は可)
- ③ お酒代
- ④ 事業に直接必要とされない経費
- ⑤ 通常より著しく高額、高級と判断される経費
- ⑥ その他、経費として不適切であると本会が判断したもの

6. 助成対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施するもの

7. 助成額

開催1回あたり2,500円とし、30,000円を上限とします。

(財源である赤い羽根共同募金の募金状況によって、金額は変更する場合があります。)

8. 申請期間と申請方法

申請期間は、令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金)《必着》迄です。

メールやFAXによる提出はできません。郵送か直接当会にご提出下さい。

郵送する際の郵送料は、各申請団体にてご負担下さい。

9. 申請に必要な書類

- ① 赤い羽根共同募金「配分金事業」助成申請書(様式第1号)
- ② 助成申請に係る事業計画書(様式第2号)
- ③ 団体構成員名簿(様式第3号)
- ④ 赤い羽根共同募金「配分金事業」交付請求書(様式第4号)
- ⑤ 会則(ある場合)、その他事業の内容を確認できる書類等

10. 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成額を決定し、申請団体に結果を通知します。

11. 実績報告

助成が決定した団体は、令和9年4月15日(木)「必着」までに、下記の書類をご提出下さい。

① 赤い羽根共同募金「配分金事業」助成金使途結果報告書(様式第6号)

② 領収書(コピー可、**ポイントが計上された領収書は不可。**)

*助成金の支出状況について、当会職員が伺うことがありますので、領収書等の根拠資料は必ず保存しておいて下さい。

③ ありがとうメッセージ(*活動写真添付)(様式第7号)

④ 実施日毎の参加者名簿(様式第8号)

*参加者名簿の様式は問いません。各団体で使用している様式でも提出可能です。

*各申請・報告様式のデータをご希望の方は、下記までご連絡ください。

12. 助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできません。

下記に当てはまる場合は、助成金全額を返還していただきます。

① 申請事業を中止した場合

② 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合

③ 助成金の不正利用

④ 経費支払時、領収書にポイント計上が行われていた場合

⑤ 補助金で購入した備品の処分、譲渡、売却を行った場合

(あらかじめ、当会にご連絡下さい。)

*この他、申請時に計画した開催回数を実施できなかった場合や当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額等を返還していただきます。

13. その他

当初の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに当会にご連絡下さい。

活動状況確認のため、当会職員がお伺いする場合がございます。

問い合わせ先

社会福祉法人沼津市社会福祉協議会 (住所 〒410-0032 沼津市日の出町1-15)

電話:055-922-1500 FAX:055-922-1502

メール:info@numazu-shakyo.jp

(受付時間)平日9~17時